

2016 年度 病院における夜勤実態調査 報告書

公開用



公益社団法人 長野県看護協会

平成 28 年度 病院における夜勤実態調査 報告書

(公社) 長野県看護協会 社会経済福祉委員会

1 調査の目的

日本看護協会は、平成 24 年度に「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を作成した。その後、各施設においてガイドラインを参考にそれぞれの実状に合わせた取り組みがされており、WLB 推進ワークショップ参加病院からもその成果が報告されている。そこで、今回は県内の病院を対象に、夜勤・交代制勤務の現状を把握することを目的に調査を行った。

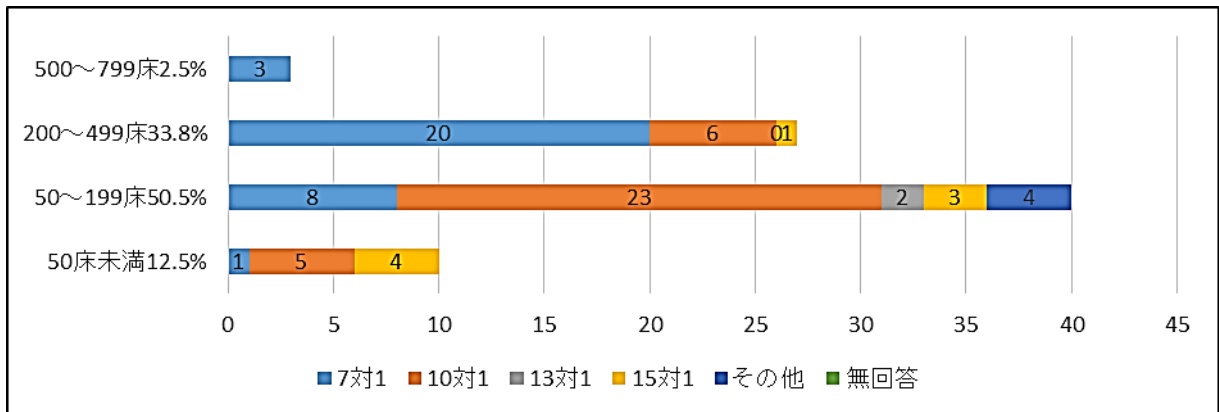
2 調査方法

- 1) 調査対象：長野県内で一般病床を有する 107 病院の看護管理者
- 2) 調査内容：別紙調査用紙による
- 3) 調査方法：自記式調査、郵送配布・回収
- 4) 調査期間：2016 年 6 月 1 日～6 月 30 日
- 5) 調査用紙の回収：80 病院、回収率：74.8%

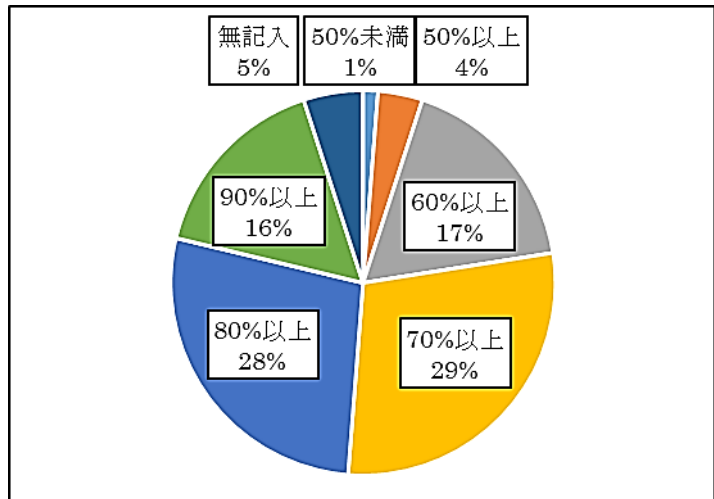
3 調査結果

1) 回答病院（以後病院とする）の背景

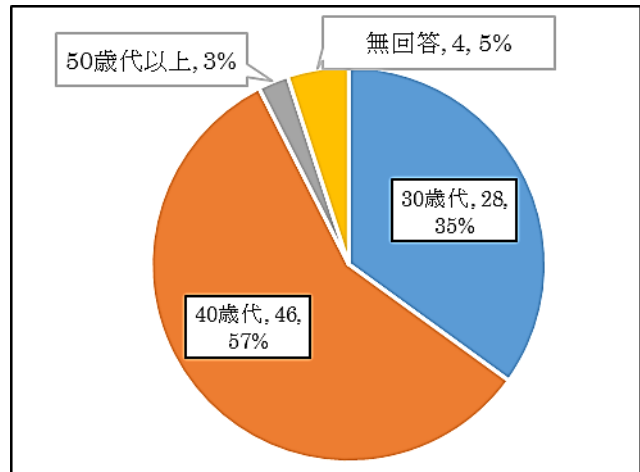
- ・一般病棟の入院基本料は、200 床以上では 7：1 が、200 床未満では 10：1 が多い。



- ・看護職員の常勤比率 80%以上の病院は、44%であった。

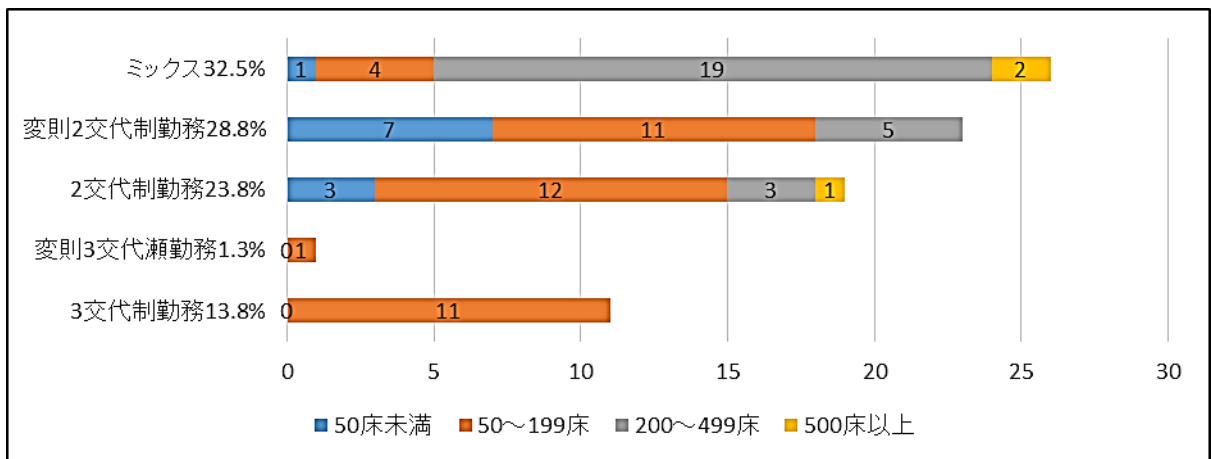


・看護職員の平均年齢は、40歳代 57%、30歳代 35%であった。



2) 夜勤交代制勤務について（複数回答あり）

・3交代制は 13.8%と少なく、ミックスや変則 2 交代の病院が多かった。

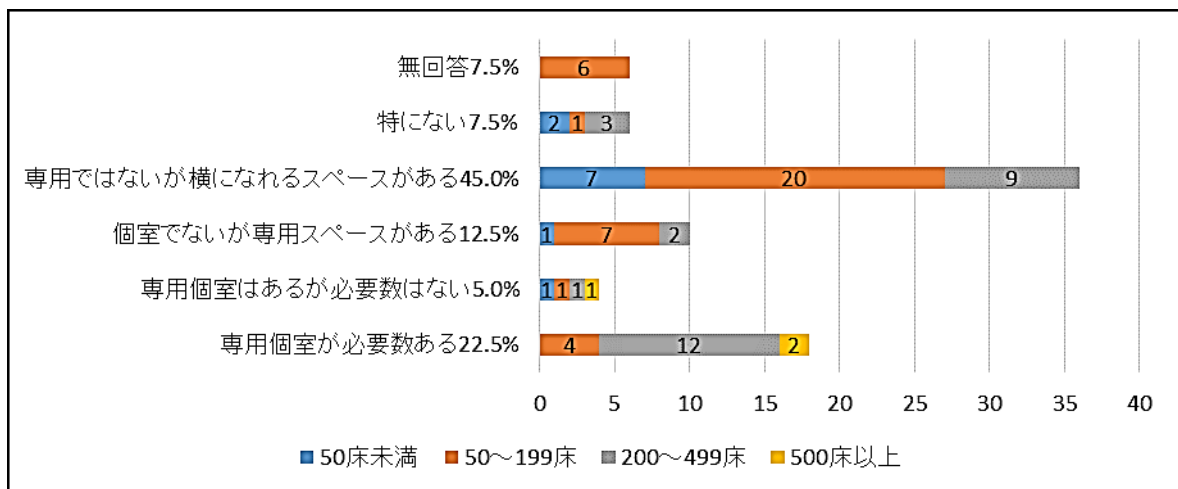


3) 仮眠時間について

・用語の定義を示さなかったため、有効なデータが得られなかった。

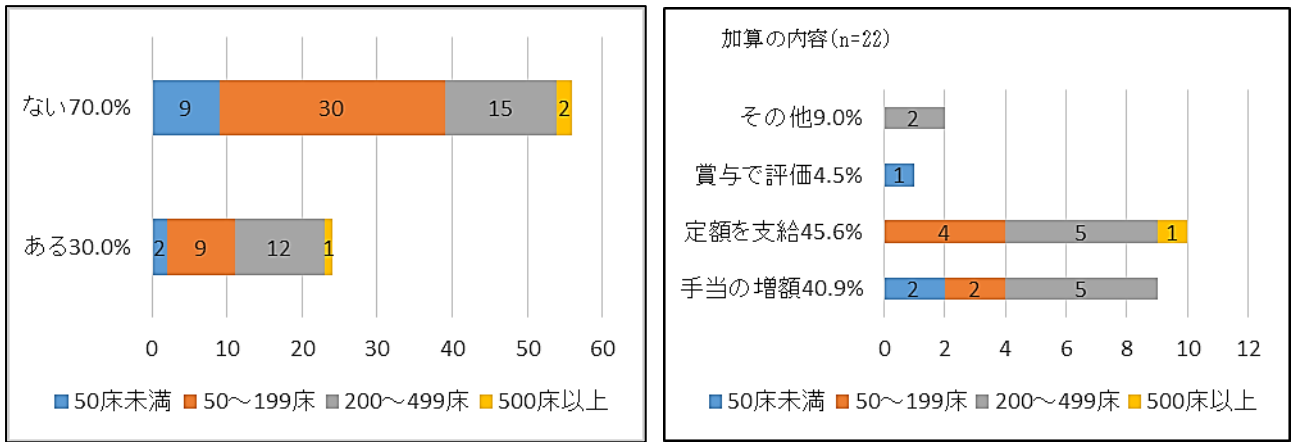
4) 仮眠環境について

・専用個室が必要数ある病院は 22.5%で、専用ではないが横になれるスペースがあるが 45%と多かった。



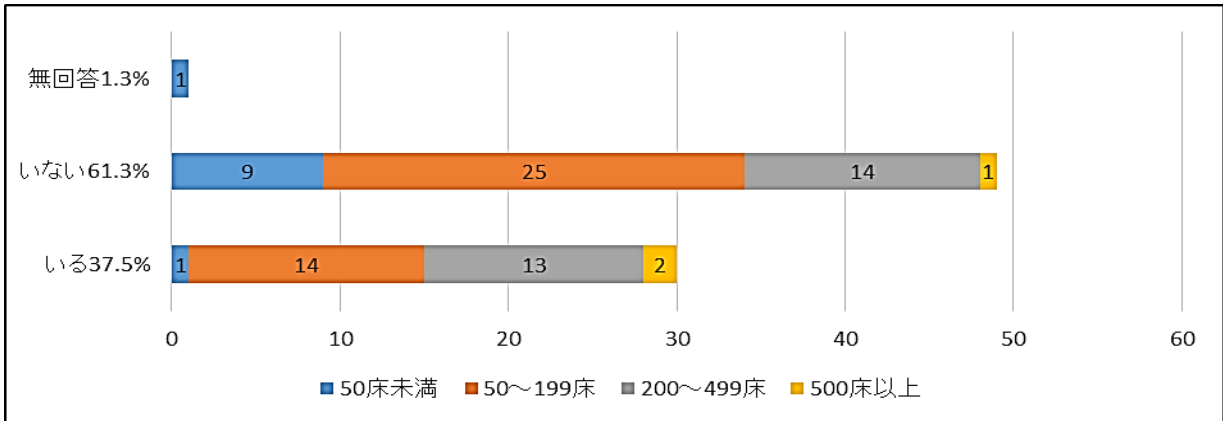
5) 夜勤回数が一定回数を超えた場合について

- 一定回数を超えた夜勤に対する手当の増額や賞与評価等の加算制度ができていない病院は 70% だった。内容は、定額を支給 45.6%、手当の増額 40.9%であった。



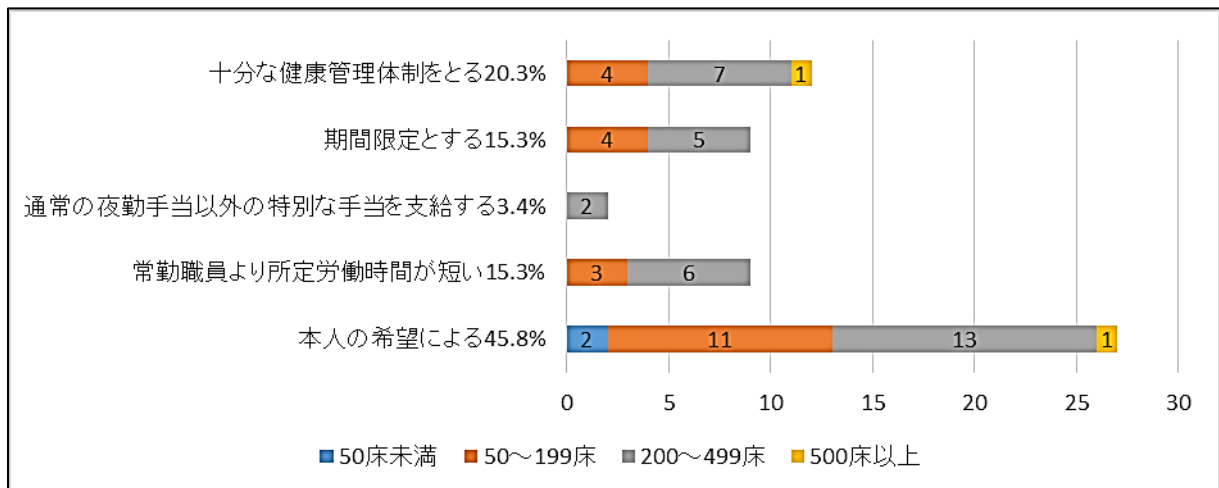
6) 夜勤専従者について

- 夜勤専従を取り入れている病院は、30 病院 37.5%であった。



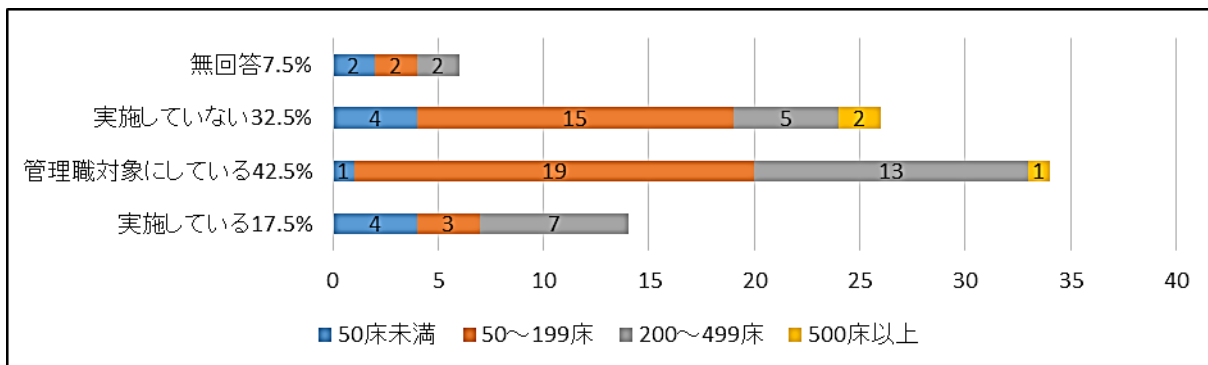
7) 夜勤専従者のためのルールについて (複数回答あり)

- 夜勤専従者は、「本人の希望」としているところが最も多く 26 病院であった。「十分な健康管理体制をとる」「期間限定」の回答も多かった。



8) 夜勤交代制のリスクとその軽減の方策に関する教育について

- ・教育は管理職対象に実施しているが 42.5%と多く、全職員に実施している病院は 17.5%であった。教育が必要だと認識していなかったなどの理由により実施していない病院は 32.5%であった。

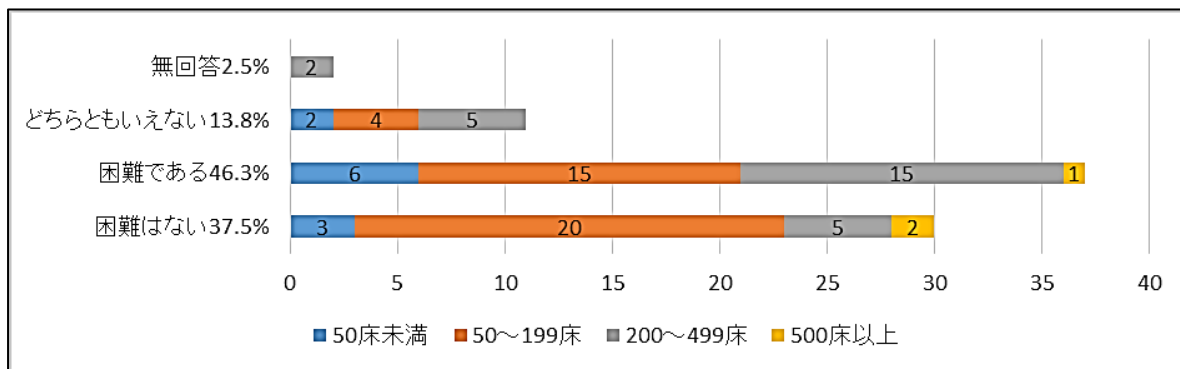


<職員に対する教育を実施しない理由>

- ・教育が必要だと認識していなかった：2
- ・数年前に全職員対象にオンデマンドの研修を実施したが最近はしていない
- ・協会のガイドラインを活用しているため
- ・研修はしていないが、何かにつけて WLB の話をしている
- ・現状で問題が無い
- ・教育の準備ができていない
- ・勉強不足なため

9) 夜勤 72 時間要件について

- ・夜勤 72 時間要件の保持は困難と感じている病院は 46.5%、どちらともいえない 13.8%であった。



<夜勤 72 時間要件が保持できない理由>

- ・夜勤ができる人材の不足…育児短時間勤務制度の利用者の増加、夜勤免除の申請の増加（家族の介護、本人の体調不良等）
新人が夜勤可能になるまでの期間
産休取得者の増加
突発的な欠勤が生じた場合（インフルエンザ感染、家族の体調不良等）
夜勤可能な職員の減少（パートタイマーの増加等）
慢性的な人材不足（経費の関係で採用がむずかしい、欠員の補充ができない時等）
- ・夜勤者を増やさなければならない状況…重症患者・手のかかる患者の増加、入退院・手術件数の増加、医師の回診・診療の指示が出る時間が遅い

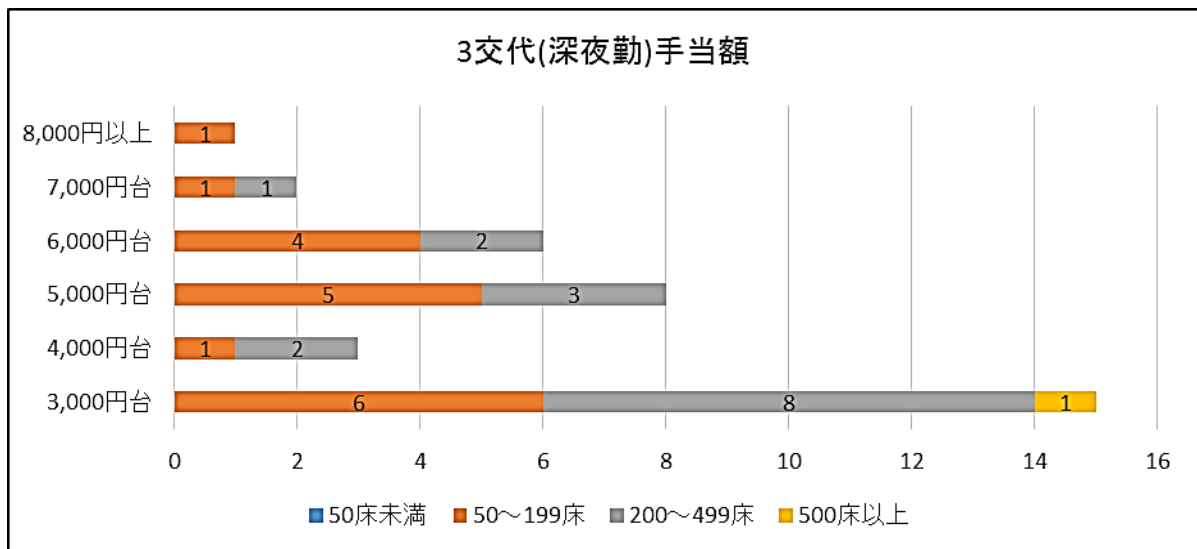
<夜勤 72 時間要件を保持するために工夫していること>

- ・夜勤専従者の登用…72 時間要件が取れないと予想した場合専従者を増員して配置、
- ・夜勤者の確保…病棟師長が夜勤を行う、他病棟・外来からリリーフを出す
日勤帯は育児短時間職員・パートタイマーで対応し、夜勤ができる職員はできる限り夜勤に入れる、新人の教育を強化・早く夜勤ができるよう指導
新人・中途採用者・時短勤務者に早出・遅出をつけ母数を多くする
- ・夜勤者への支援…夜勤ができない人に早出・遅出をつける、育児短時間勤務者にも夜勤を担ってもらう、介護職員の導入
- ・勤務配置に配慮し十分な職員を確保している
- ・夜勤免除者には休日出勤をしてもらう
- ・夜勤帯の勤務時間調整…繁忙な時間だけの夜勤を設定(手術や入院の予定を考慮)
準夜勤の時間を 13～21 時とする
- ・その他…正規職員を病棟に配置し外来は病棟からのリリーフで補う。

10) 夜勤手当について

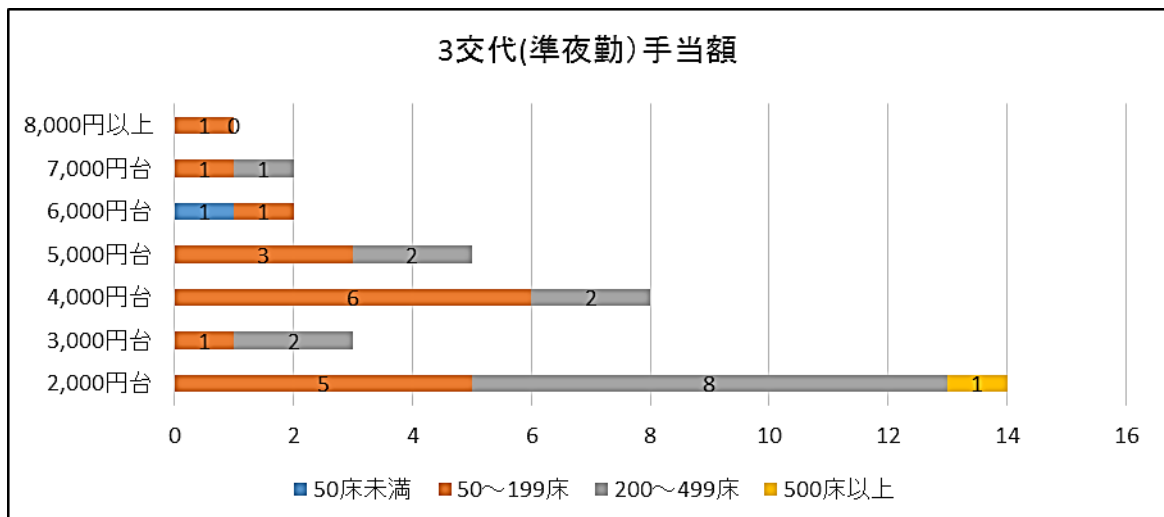
①3 交代制（深夜勤） 手当額について

- ・ 35 病院が回答。最低額 3,200 円、最高額 7,700 円、平均 4,810 円であった。



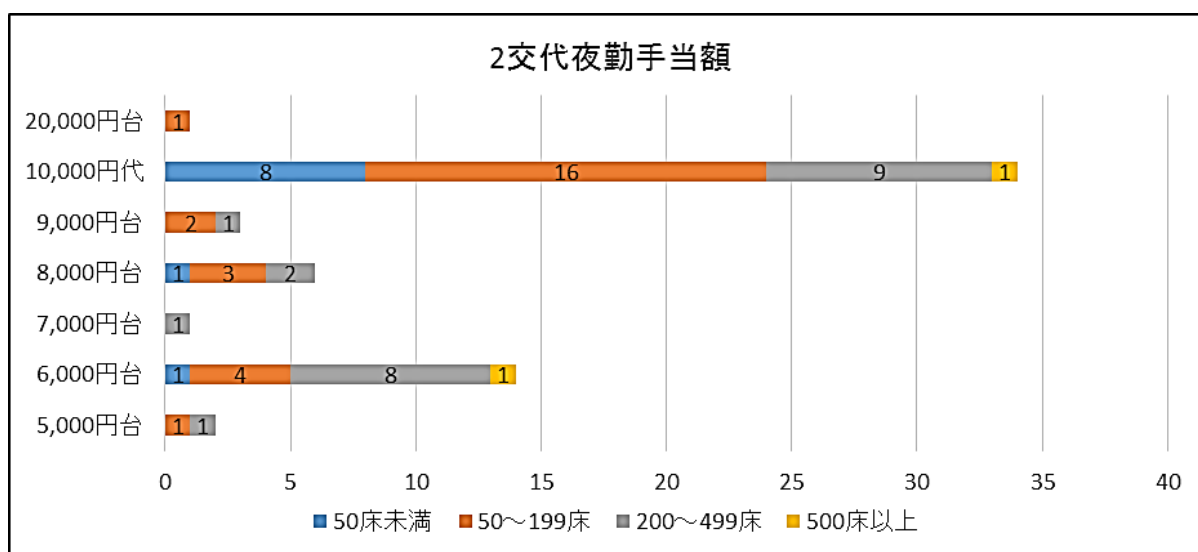
②3 交代制（準夜勤） 勤務手当額について

- ・ 35 病院が回答。最低額 2,700 円、最高額 8,000 円、平均 4,161 円であった。



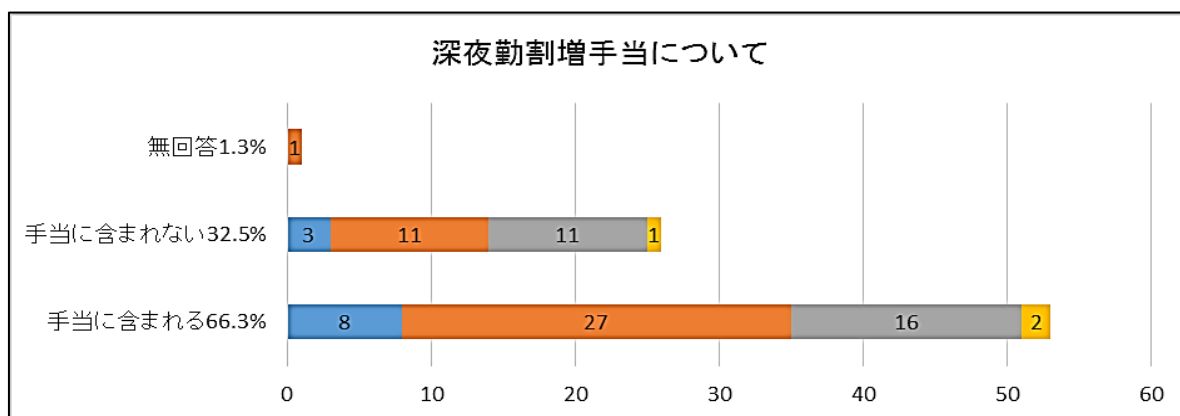
③2 交代制勤務手当額について

・ 61 病院が回答。最低額 5,000 円、最高額 20,000 円、平均 9,612 円であった。



11) 深夜割増賃金 (22 時～5 時) について

・ 61 病院が回答。深夜割増賃金は手当に含まれている病院が 66.3%であった。



12) 協会に対する自由意見

- ・ 公立病院では、給与表(医療職第3表)があり職員に分かりやすい昇給制度や年金制度がある。当院では、夜勤手当も安価であるが、経営を考えると仕方ない部分もある。夜勤をしたがらない職員が多く、育児短時間正規職員も常勤数の中に含まれるため、現場はますます厳しい状況で離職者が増加している。パート職員もフルタイムではなく、1日3~4時間、週に3~4日の職員が病棟に入り、受け持ちも入院も取れず、雑用係をしていることが多い
- ・ 短時間正規職員はいなくてはならない職員であるが、夜勤なし、土日祝日休み希望などパート職員感覚で十数年勤務している職員もいる。委員会活動や研修、ローテーション(シフト)の調整も「パートだから」の一言で済みます。院内の就業規定を見直さないといけないと思っている
- ・ 夜間の看護業務量が日勤以上に増えている現状で人員の確保が最優先課題である。定着率向上のためさらに力を入れていかなければと考えるところです。協会の指導をお願いしたい

4 まとめ

夜勤体制は、3交代制は少なく変則2交代やミックスなどに移行していることが伺えた。しかし、夜勤時の仮眠環境としては専用のスペースがない病院も多く、今後は環境整備の充実が必要と考えられる。

夜勤ができる人材不足により、夜勤72時間要件の保持は困難だと感じている病院が多かった。対策として38.7%の病院が夜勤専従を導入していた。また、病棟師長や他の病棟・外来からのリリーフで補う、介護職員の導入等、それぞれの施設の実情に合わせて工夫していた。

24病院で夜勤が一定回数を超えた場合の加算体制をとっており、看護管理者を中心に病院全体での取り組みも徐々に進んでいることが伺えた。夜勤手当については、回答病院が少なく一概には言えないが、金額にはかなりの差が見られた。

看護職の健康管理や人員の確保・定着には、夜勤体制を含む勤務環境を整えていくことが必要不可欠である。今回の調査データは、病院・施設で働く職員の職場環境改善のためにご利用ください。

<お知らせ>

当委員会では「WLB推進集会」「WLB推進フォローアップワークショップ」を開催し、取り組み病院の経過や成果について報告しています。その後のフロアーとの意見交換も活発に行われ、参加者からは好評です。各施設で勤務環境改善に取り組まれている皆様のご参加をお待ちしています。

2016年度 病院の夜勤実態調査

(公社) 長野県看護協会 社会経済福祉委員会

問1 貴院についてお伺いします

- 1) 許可病床数 () 床 稼働病床数 () 床
- 2) 貴院の一般病床の看護師配置数[該当するもの一つに○印をしてください]
1 7対1 2 10対1 3 13対1 4 15対1 5 その他

問2 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者)についてお伺いします

- 正規看護職員数 () 名 臨時・パート看護職員数 () 名
現在一般病床において夜勤を行っている看護師数 () 名
看護職員平均年齢 () 歳

問3 夜勤・交代制勤務についてお伺いします

- 1) 病棟の夜勤・交代制勤務の勤務形態について該当するもの全てに○印をしてください。
 - 1 三交代制(3つの勤務帯の拘束時間が等しい交代制)
 - 2 変則三交代制(3つの勤務帯の拘束時間が異なる交代制)
 - 3 二交代制(2つの勤務帯の拘束時間が等しい交代制)
 - 4 変則二交代制(2つの勤務帯の拘束時間が異なる交代制)
 - 5 上記1～4のミックス
 - 6 その他 ()
- 2) 二交代制勤務(変則含む)を行っている場合、設定されている夜勤帯のうち、勤務開始時間から終了までが最も長い勤務時間
() 時間 () 分
- 3) 夜勤中の仮眠時間の取り扱いについて該当するもの一つに○印をしてください。
 - 1 労働時間としている
 - 2 休憩時間としている
 - 3 その他 ()
- 4) 夜勤中の仮眠の環境について該当するもの一つに○印をしてください。
 - 1 仮眠専用の個室が必要数ある
 - 2 仮眠専用の個室はあるが必要数はない
 - 3 仮眠専用スペースがある
 - 4 仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある
 - 5 仮眠できる個室やスペース、場所はない
- 5) 夜勤が一定回数を超えた場合、夜勤手当の増額や加算制度(定額手当、賞与評価等)がありますか。
該当するもの一つに○印をしてください。
 - 1 ある
 - 2 ない→6)にお進みください。前の設問について「1ある」と回答された施設にお伺いします。既に支給している手当について該当するものすべてに○印をしてください。
 - 1 夜勤手当の増額
 - 2 定額手当の支給
 - 3 賞与で評価
 - 4 その他 ()
- 6) 夜勤専従について該当するもの一つに○印をしてください。

1 夜勤専従者がいる 2 夜勤専従者はいない→7)にお進みください

前の設問について「1夜勤専従者がいる」と回答された施設にお伺いします。

夜勤専従者に対してルール化されている項目について該当するものすべてに○印をつけてください。

- 1 本人の希望によって夜勤専従勤務を選択する
- 2 夜勤専従者以外の職員よりも、所定労働時間が短い
- 3 通常の夜勤手当以外に特別な手当を支給する
- 4 日勤を含む交代制勤務者が夜勤専従をする場合、夜勤専従期間を期限付きとする
- 5 十分な健康管理体制をとる
- 6 その他 ()

7) 職員に対する「夜勤・交代制勤務のリスクと軽減の方策に関する教育」を実施していますか。該当するもの一つに○印をしてください。

- 1 全職員対象に実施している 2 管理職対象に実施している
- 3 実施していない(理由)

8) 現在「看護職員の月平均夜勤時間 72 時間以内」という要件がありますが、勤務表作成上この要件をみたすために困難はありますか。該当するものに○印をしてください。

- 1 困難はない 2 困難である(理由)
- 3 どちらともいえない

72時間要件を守るために工夫している点があればお書きください

()

9) 夜勤手当についてお伺いします。数字をご記入ください。

- 1 深夜勤(三交代制(変則含む)) ()円
- 2 準夜勤(三交代制(変則含む)) ()円
- 3 夜勤(二交代制(変則含む)) ()円

次はどちらかに○印をしてください

- 4 夜勤手当に深夜割増賃金(22時~5時)は含まれていますか
含まれている() 含まれていない()

☆当協会に対するご意見等ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました

2016 年度
病院における夜勤実態調査 報告書

平成 29 年 3 月
公益社団法人 長野県看護協会
社会経済福祉委員会

〒390-0802 松本市旭 2-11-34
TEL : 0263-35-0421